

「みやぎの共生社会を目指す生涯学習推進事業」  
広報業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、障がいのある人の生涯学習活動の充実を通して「誰もが、共に学び、生きる社会」を実現するために、本事業のねらいや県内各地で行われている障がい者当事者の活動やそれを支える取組について、広く県民に普及啓発や情報提供することを目的としている。

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月6日（金）まで

3 業務委託の内容

(1) 企画・準備

- ① 特別番組の制作に係る実施計画書の作成
- ② 啓発CMの制作に係る実施計画書の作成

(2) 放映・広報

① 特別番組の制作・放送

ア 障がいがある人の学校卒業後の生涯学習について下記について内容を取材し、発信する。

- 市町村や県内大学等で開催する障がいがある人も学べる生涯学習プログラムの前後や当日の様子

(例)

- ・ 障がい当事者がプログラムで学んだり、様々な人と交流したりする姿
- ・ 生涯学習プログラム後の障がい当事者や家族の思いや変化、これからの社会に期待すること
- ・ 生涯学習プログラム企画側の動機、開催までの様子、開催後の思いやこれからの社会に期待すること など

② 啓発CMの制作・放送

- 「障がいのある人の生涯学習」についてメッセージを発するCMの制作・放送
- 宮崎県教育委員会は、障がいの有無に関わらず、子どもから大人まで誰もが共に学べる共生社会を目指していることを県民に伝える。

※ 番組や啓発CMは障害者週間（12月3日から9日）に合わせて放送する。

(3) その他関連業務

- ① 番組出演者等との調整
- ② 取材先や場所等の許可申請、調整
- ③ 番組や啓発CMの台本や取材スケジュールの作成

4 成果品

事業実施後は、実績報告書及び収支精算書、事業実施の様子が分かる写真や、特別番組のDVD等の成果品等を提出するものとする。

5 支払方法

業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

## 6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (3) 自然災害等により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者との協議により契約の変更を行う場合がある。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。